

契約の締結について

工事用

契約書の提出先

- ・財政課（対馬市役所 4 階）

契約日

- ・入札日から 5 日以内（入札日を含み、休日を除く）
- ・低入札価格調査により落札者となった場合は通知日から 7 日以内。

工期

- ・工期の始めは、契約日から 7 日以内の日です。
 - ・工期の終わりは、土、日、祝祭日にならないようにして下さい。
- ※ただし、期限を令和〇年〇月〇日として公告（通知）している場合は、土、日、祝祭日でも構いません。

※令和5年4月1日で契約書の内容が一部変わっています。必ず最新のものを使用して下さい。

契約書の作成方法

- ・対馬市の標準請負契約書を使用して作成してください（ホームページに掲載しています）
 - ・契約書（表紙）の工事名、工事場所、工期、請負金額、契約日の訂正は不可とします。
 - ・リサイクルの別紙を必ず綴じ込んでください。
 - ・契約書は、設計図書等とあわせて袋として作成して下さい。
 - ・契約書の訂正、削除等したページは上段余白の部分に必ず訂正印を押して下さい。
 - ・裏面の契約書の削除要領を参考に条文の加除をして下さい。
 - ・訂正方法⇒契約書の条文を打ち変えずに、横二重線で削除し、その上に文字を書いてください。
- ※訂正、削除等をした場合は、上段余白部分に「第〇条削除」、「第〇条△字削除、□字挿入」等と記入し、必ず訂正印が文字にかかるように押印してください。

契約締結時の添付書類（下記の（1）、（2）を添付して下さい。）

（1）契約保証金については、次のいずれかを提出して下さい。

- ①契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金を納付した領収書（写し）
※ただし、低入札価格調査により落札者となった場合は 30 / 100 以上
- ②有価証券等の担保の提供（定期預金証書等）
- ③前払金保証会社による保証（300 万円以上）
- ④保険会社の履行保証保険契約の締結
ただし、契約金額が 300 万円未満の場合は、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約の相手が国、公社、公団又は地方公共団体（都道府県・市町村）と契約締結し誠実に履行したことを証する書類（契約書又は工事完成確認書等）を 2 件分添付することによって免除を申請することができます。（3 号免除）
※保険会社の履行保証と前金保証会社による保証の保証期間は、工期ではなく契約日から工期の終わりの日になりますので、ご注意下さい。

（2）現場代理人等決定通知書の写し（原本は監督職員に必ず提出）

- ※指名競争入札で落札された場合は「主任技術者の資格者証の写し」及び「3ヶ月の雇用確認資料」に加えて最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」を添付してください。
- ただし、事業主の都合（業者の倒産等）により退職された技術者を雇用し、配置予定技術者として申請する場合は、恒常的雇用関係免除申立書を提出してください。

契約後の契約書

- ・財政課から工事担当課へ契約締結後約 1 週間で契約書を送付しますので、監督職員に連絡をし、契約書をお受け取り下さい。

契約保証金の還付

- ・契約保証金を納付した場合は、工事完了後、工事担当課に還付請求書を提出してください。

その他

- ・令和7年4月1日現在、建設工事に係る契約では100万円を超える契約から印紙税額の軽減措置がされています。

○契約書の削除要領(対馬市建設工事標準請負契約書)

	項 目	300万円未満	300万円以上～1, 000万円未満	1000万円以上～1億5千万円未満	1億5千万円以上
表 紙	契約保証金額	契約規則第28条第3号に該当の場合は、免除。それ以外は300万円以上と同じ取り扱い。	10/100以上の保証金、有価証券等の提供、履行保証等のいずれかが必要。 ただし、前払金保証会社の保証は300万円以上の工事。 保証金の場合は、金額を記載。それ以外は第27条又は第28条の該当条項を記載。 (記入例) ¥520, 000 (現金納付の場合) 対馬市契約規則第27条第3号の規定による担保の提供 (例示:西日本建設業保証(株)) 対馬市契約規則第28条第1号の規定による契約保証金納付の免除 (例示:保険会社等)		
議会議決案件の場合 (15, 000万円以上の工事)		「本契約は議会の議決を要するため、その議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決後において本契約とみなすものとする。」を追加。 また、契約日を仮契約日と本契約日の2段とする。 仮契約日 令和 年 月 日 本契約日 令和 年 月 日			
第4条	(契約の保証)	規則第28条第3号 免除の場合は削除	削除しない		
第15条	(支給材料及び貸与品)	支給材料等がない場合は削除			
第34条	(前払金)	削除	削除しない		
第35条	(保証契約の変更)	削除	削除しない		
第36条	(前払金の使用等)	削除	削除しない		
第37条	(中間前金払)	削除	中間前金払(37条)又は部分払(38条)のいずれかを選択。 ①中間前金払(37条)選択の場合 ・38条に(0)回と記入。 ②部分払(38条)選択の場合、37条削除し、 ・5,000万円未満→(1)回と記入。 ・5,000万円以上～15,000万円未満→(2)回と記入。		中間前金払(37条)又は部分払(38条)のいずれかを選択。 ①中間前金払(37条)選択の場合 ・38条に(0)回と記入。 ②部分払(38条)選択の場合、37条削除し、請求回数を(3)回と記入。
第38条	(部分払)	削除			
第40条	(債務負担行為に係る契約の特則)	【継続費がある場合】 ・継続費に係る契約において、中間前金払を選択する場合は第43条第2項(A)を削除し、上部余白に「第43条第2項(A)削除」と記入し各自押印する。 ・中間前金払を選択しない場合は、②によるほか、第42条及び第43条第2項(B) を削除し、上部余白に「第42条及び第43条第2項(B)削除」と記入し各自押印する。			
第41条	(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)				
第42条	(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則)				
第43条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)				
		債務負担行為の設定がなければ削除。 継続費がある場合は、右の要領参照→			